

## 元の生活を返せ訴訟 第39回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第39回口頭弁論，福島地裁いわき支部において開催

第39回口頭弁論：1月15日（水）9：50から

同時開催：第39回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2020年1月15日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝  
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博  
共同代表 弁護士 広 田 次 男

### 第1 今回の期日の意義

昨年1月以来，2ヶ月ごとに原告本人尋問を実施してきました。

表面上，いわきの日常は事故前と変わらないように見えるかもしれない。しかし，現在も放射能は身近な存在です。日々の生活について，食材について，水について，自然について，事故前とは各々の感じ方や対応は確実に変わっています。

今回の期日において，4人の原告の尋問を予定しています。事故直後から現在まで続く，いわき市の被害の実情がより明らかになっていくはずです。

### 第2 第39回口頭弁論の概要

#### 1 原告

##### (1) 原告本人尋問

4人の原告本人尋問を予定しています。その各原告の概要について説明します。

##### ① Y. M（男性）

Yさんは、現在、いわき生協の理事長の職にあり、事故当時も副理事長の職にありました。当時、老人ホームを運営する会社の取締役でもあり、お住まいの地域の町会の責任者でもありました。この立場から、事故直後の老人ホームの入所者や地域住民の生活のために奔走された経験や、事故後の生協や老人ホームの運営と地域生活にあたって常に放射性物質を検討しなければならなかった状況を、具体的な数字や根拠に基づいてお話ししていただきます。

また、低線量被ばくの影響について、言いしれない恐怖を覚えていたと言います。その恐怖の内実はいかなるものであったのか。そこからいわきを受けた被害というものが見えてくると考えています。

##### ② S. M（女性）

Sさんは元教師のお元気な高齢マダムです。

Sさんは原発事故でパニックの中、関東地方や福島市内に避難しましたが、3月中にはいわき市に戻り、本件事故と震災の支援活動を行いました。

いわき市は原発事故の被害地域であると同時に、相双地区からの避難者の最大の受

入れ地域でもあることから、支援者という立場をも併せ持っている地域です。Sさんはまさに、被害者でありながらも支援者の経験をした人です。

そしてまた、こうした複雑で困難な立場にある地域の特性から、いわき市内では、原発事故に伴う様々な人間関係の軋轢も生じ、人々は悩まされています。Sさんもまた、そうした体験をしました。

Sさん自身も、被ばく不安から様々な抑制やストレス、葛藤の中で暮らしてきました。いわきで暮らしているのだから、どうしても避けられないことはたくさんあります。その中で、被ばくへの不安と一つ一つの行動とを天秤にかけては妥協をし、採るべき行動を選択してここまできました。

そんな原発事故の被害者の立場にありながら、最大の避難者受入れ地域であるいわきの市民の特徴的な経験をしてきたSさんの被害を立証します。

### ③ S. T (男性)

Sさんは、30数年前、大久町大久字芦沢にある江戸時代初期に建てられた茅葺屋根の古民家を借り、ここに陶芸の窯を築いて、妻と二人で食器、花器、茶器などを製作してこられました。陶房には作品を並べたギャラリーがあり、震災前は多くの人たちがここを訪ね、ご夫妻の人柄にも接しながら、作品を買い求めていかれました。

しかし、原発事故により、常連客の多くが避難を余儀なくされ、売上げには深刻な影響が生じています。また、第一原発から30キロ圏内に位置し、除染も手つかずの山間部が広がる大久地区は、市内でも放射能汚染の程度が高い地域です。野山で採れるキノコ類や山菜からは、今でも高い放射能が検出され、“お裾分け”の習慣は失われました。耕作を断念した農家もあります。山林に近く、震災前からの茅葺き屋根が一部残るSさんの古民家では、屋内で高い線量が計測されることも珍しくありません。

様々な不安を抱え、葛藤しながら、それでもSさんご夫妻は、愛着ある家・窯での生活を続けています。

### ④ S. S (女性)

Sさんは、旧屋内退避区域である久之浜に約30年間、家族とともに生活している方です。

事故前からそれぞれ1反程度の畑と田を耕作し、原木シイタケの栽培も行ってきました。事故後は継続的に放射能の測定を行い、シイタケについては、継続的に放射能が検出されています。以前は、米などを知人や親戚に配っていましたが、現在は相手がどのような反応をするか分からないことから、気軽に配れなくなりました。

近くの山にも入る気持ちにならず、山菜採りや溪流釣りなども行わなくなりました。

このような久之浜の山や海などの自然、農業被害などともに、事故直後の原発事故に対する恐怖も話していただきます。

## (2) 提出書面

### ①準備書面 (73)

この書面は、いわき市の北部に位置する旧屋内退避区域(久之浜地域、大久地域、小川地域の一部、川前地域の一部)に関する損害論の主張です。同地域では、賠償基準により70万円が支給されているが、その深刻な被害の実態からすれば70万円では

到底低すぎることを説明しています。

## ②準備書面（74）（75）（76）

これは、責任論に関する、国の準備書面への反論です。「長期評価」の正しい意義を確認し、国の主張する確率論的安全評価を批判し、結果回避可能性に関する防潮堤についての反論になります。

### （3）原告の立証計画

以下は、原告が裁判所に求めている内容です。

2020年1月15日 本人尋問4名<被害立証>

3月16日 ①高木竜輔先生（尚絅学院大学総合人間科学系社会部門）

☞いわき市民が受けた固有の被害を立証する

②伊東達也原告団長の本人尋問

☞被告の悪質性（責任）と個人の被害立証

③原告本人尋問（1名）<被害立証>

5月26日 本人尋問4名<被害立証>

\*今後の本人尋問では、一般的な被害のほか、妊婦の被害、子どもの被害を、それぞれ原発事故当時妊婦や子どもだった原告より直接、リアルな体験をお話ししていただく予定です。

\*3月及び5月の尋問内容については、本日1月15日の裁判を経て明らかになる予定です。

## 2 東電

準備書面の提出はありません。

## 3 国

第30準備書面（結果回避可能性について）

## 4 第39回口頭弁論の進行

上記原告の①から④の順番で原告本人尋問が実際されます。

## 5 次回第40回法廷

2020年3月16日（月）

※朝から夕方まで原告本人尋問を予定しています。開始時間は午前9時50分を予定しています。

## 第3 訴訟そのものの概要

### 1, 原告

福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）

世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

### 2, 原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次 667人／2次 483人／3次 146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以 上